

リーグ運営要綱

(目的)

第1条 この運営要綱は(公財)茨城県サッカー協会第1種委員会・社会人連盟のリーグ運営について定めたものである。

(規約の遵守)

第2条 本会のリーグに参加するチーム、選手等すべての者は「競技運営要綱」及び「リーグ運営要綱」を遵守しなければならない。

(担当者)

第3条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ責任者
2. リーグ運営副責任者
3. リーグ運営委員(各ブロック担当)
4. ブロック幹事
5. チーム運営委員

(業務分担)

第4条 リーグ運営委員会は、規則別表「業務分掌」に基づく業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

(会議)

- 第5条
1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ責任者が招集する。リーグ運営委員会は、リーグ責任者、リーグ運営副責任者、リーグ運営委員で構成する。
 2. リーグ責任者は、リーグ運営副責任者及びリーグ運営委員のいずれかが会議の目的を示してリーグ運営委員会の開催を要求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。
 3. ブロック幹事等は、リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し異議がある場合は、役員会に審議を要請することができる。この場合、役員会の決定事項に従わなければならない。

(リーグの構成及びチーム数)

- 第6条
1. リーグは(公財)茨城県サッカー協会の加盟登録団体等の第1種登録チームにより1部、2部、3部で構成する。
 2. リーグを構成するチーム数は、原則として次のとおりとする。

リーグ編成表

リーグ編成	構成ブロック数及びチーム数
1部リーグ	8～10 チームで構成する。
2部リーグ	A, Bの2ブロックとし、それぞれ10チームとする。
3部リーグ	A, B, C, Dの4ブロックとし、登録チーム数を考慮し、チーム数を決定する。

3. リーグを構成するチームは、第14条に定める入れ替え方法に基づき、次年度に変更を生ずることがある。

4. 上記2項によらず、登録チーム数の状況等に応じてリーグを構成するブロック数及びチーム数は、リーグ運営委員会で審議し、役員会で決定・変更することができる。
5. 関東サッカー協会及び関東社会人サッカー大会諸規程に基づいて、関東サッカーリーグに昇格するチームが生じた場合及び関東サッカーリーグより茨城県1部リーグに降格するチームが生じた場合は、当該年度のリーグの昇降格チーム数を調整し、次年度のリーグ編成を決定する。
6. 大学チーム数が5チーム以上に達した場合は、リーグ運営委員会及び役員会の審議の後、学生リーグを新たに発足することができる。
7. リーグ運営委員会は次年度のリーグを構成するチームについて、リーグの入替え（昇格・降格）、ブロックの変更（移動）等を行なった場合は、該当チームに対してその旨を連絡（1ヶ月以内）しなければならない。
8. 組織母体が同一のチームは、リーグには「3 チーム」まで参戦することができる。この場合、選手は年間を通して年度当初に指定した当該チームのみでプレーしなければならない。また、リーグ運営委員会は、1部リーグを除き、原則として同一ブロックとならないようにチーム編成する。

（新規加盟）

- 第7条
1. 新規加盟チームは、3部リーグからとする。
 2. リーグ戦の参加は、リーグ戦開始からとし、途中からの参加は原則として認めない。

（組み合わせ及び日程）

- 第8条
1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
 2. 日程は、1部リーグは10月中旬迄に全日程を終了させる。
2部リーグは、11月末迄を目途に全日程を終了させる。
3部リーグは、12月末迄を目途に全日程を終了させる。

（リーグ戦方式）

- 第9条
- リーグ戦の方式については、次のとおりとする。
1. 試合数は、1部、2部、3部ともに2回戦総当りを基本とする。
 2. ただし、当該年度始めのブロック会議において、グラウンドの確保、スケジュール等の事由により、当該ブロックにおける試合数及びリーグ戦方式（後期を上位・下位リーグとする等）を任意に変更することができる。この場合、当該リーグ運営委員を通してリーグ責任者にその旨を申し出て、承諾を得る必要がある。
 3. 試合時間は、1部、2部は90分（45分ハーフ）、3部は80分（40分ハーフ）とし、ハーフタイムは5分から15分以内とする。
 4. 交替要員の登録人数は7名までとし、選手交代はそこから5名までとする。

（試合結果）

- 第10条
- 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。
- 勝利チーム：3点
 - 引き分け：1点
 - 敗戦チーム：0点

(試合球)

- 第11条 1. 試合球は各チーム1個を持ち寄り、主審が決定する。
2. 試合球は第1種委員会が指定したモルテン社製ヴァンタッジオ検定5号球とする。

(メンバー提出用紙及び選手証の提出)

- 第12条 1. 試合開始30分前にメンバー提出用紙及び選手証をチーム運営委員(審判)に提出する。
- 選手証は交替選手の分も提出する。
2. メンバー提出用紙には選手及び交替選手7名以内を記入し、チーム運営委員(審判)に提出するとともに相手チームとも交換する。
3. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

(順位の決定)

- 第13条 リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。
1. ゴールディファレンス(総得点-総失点)が多いチームが上位
 2. 総得点数が多いチームが上位
 3. 当該チーム対戦成績(勝点、ゴールディファレンス、総得点数)が上位
 4. 反則ポイントが少ないチームが上位
 5. 抽選(リーグ運営委員会が必要と判断した場合のみ)

(入替え方法)

- 第14条 各リーグの入替方法は原則以下の通りとする。ただし、関東リーグ昇格、降格及び脱退チーム等の状況により、第6条2項に定める次年度のリーグ編成のチーム数に増減が生じた場合は、下記1. 2. 3. 項の当該年度の昇格、降格チームについて、対象チーム数やその入替え方法等をリーグ運営委員会で審議し、役員会で決定する。リーグ所属チームはこの決定に従うものとする。
1. 1部リーグ
1部リーグはリーグ戦の成績により、下位2チームの内、最下位チームは2部へ降格する。もう一方のチームは、4. 2) 項に定める入替戦を行い、その結果で残留、降格を決定する。
 2. 2部リーグ
2部リーグはリーグ戦の成績により、A・Bブロックの優勝チームは、4. 1) 項に定める1部リーグ昇格戦を行い、勝者は自動昇格する。敗者は、4. 2) 項に定める入替戦を行い、その結果で昇格、残留を決定する。
下位2チームは3部リーグに降格する。また、A・Bブロック同順位のいずれかの降格の必要性が生じた場合は、5項に従い降格チームを決定する。
 3. 3部リーグ
3部リーグはリーグ戦の成績により、各A B C Dブロックの優勝チームは、2部リーグのA又はBブロックに昇格する。
 4. 1部/2部入替戦等
 - 1) 2部リーグ優勝チームによる1部リーグ昇格戦は、リーグ運営委員会が日時、場所を決定する。試合時間は90分(45分ハーフ)とし、決しない場合は30分(15分ハーフ)の延長戦を、なお決しない場合はPK戦とし、勝者は1

部へ、敗者は下記 2) 入替戦とする。

- 2) 1 部/ 2 部入替戦は、リーグ運営委員会が日時、場所を決定する。試合時間は 90 分（45 分ハーフ）とし、勝者は 1 部へ、敗者は 2 部へ、引き分けの場合は 1 部リーグチームが 1 部残留とする。

5. 2 部残留戦

2 部リーグ残留戦は、降格対象チームによる直接対戦を原則としてリーグ運営委員会が日時、場所を決定する。試合時間は 90 分（45 分ハーフ）とし、決しない場合は 30 分（15 分ハーフ）の延長戦を、なお決しない場合は PK 戦とし、勝者が 2 部残留とする。ただし、対象チームのいずれか又は双方が残留戦辞退等を申し出た場合は、リーグ運営委員会で審議し、残留、降格を決定する。

（追加登録選手の出場制限）

第15条 「競技運営要綱」第 4 条に定める選手の追加登録を行った選手のリーグ戦及び入替戦等への出場は、1 部リーグは当該年度の 8 月 31 日までに、2 部リーグと 3 部リーグは当該年度の 10 月 31 日までに追加登録手続を受理された選手とする。

なお、それ以降のチームへの選手の追加登録を阻害するものではない。リーグ戦以外の大会等は各々の大会要綱に従い出場選手を登録する。

（表 彰）

第16条 1. リーグ戦の成績に基づき公財茨城県サッカー協会第 1 種委員会より次の表彰を行う。

- ・ リーグ戦の優勝チーム 賞状及び記念品
- ・ 1 部リーグのベストイレブン、得点王、アシスト王 賞状及び記念品
- ・ フェアプレー賞の該当チーム 記念品

2. 優秀選手

リーグ戦の優勝チームの中で最も活躍した選手 1 名には、（公財）茨城県サッカー協会第 1 種委員会より賞状及び記念品を贈呈する。

（懲 罰）

第17条 1. 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。追加的処分については（公財）日本サッカー協会懲罰基準に準拠して（公財）茨城県サッカー協会 1 種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

2. 本大会期間中に（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されながら、本リーグの終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。

3. 本大会で累積された警告が 3 回^注 となった場合、自動的に本大会の次の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。なお、警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2 度目以降は 2 試合の出場停止処分とする。ただし、違反行為の内容によっては、追加的処분을（公財）茨城県サッカー協会 1 種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。

注）本大会（リーグ戦）の試合数が 10 試合に満たない場合は、2 回で適用する。

4. 同一試合で 2 回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合 1 試合の出場停止処分を受ける。ただし、試合出場停止により処分されたものとし 2 回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分については、順

次次の公式戦で適用される。

5. 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。ただし、プレーオフ、入れ替え戦においては同一大会とみなすため、累積警告は持ち越される。
6. 出場資格がない選手（ブロック選手含む）が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの 0-3 の敗戦として試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については（公財）茨城県サッカー協会 1 種委員会内規律・フェアプレー委員会及び（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。
7. ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事実確認のヒアリングを実施の上（公財）日本サッカー協会懲罰規程に基づき（公財）茨城県サッカー協会 1 種委員会内規律・フェアプレー委員会で協議し、（公財）茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。
8. 本大会期間中において、チーム事情による試合の棄権、辞退が生じた場合は、当該チームの 0-3 の敗戦、対戦チームの勝利（1 勝）とし、以後の試合（リーグ戦）は継続とする。さらに当該チームの最終成績から 1 勝に相当する勝ち点を減ずる。ただし、繰り返した場合は、上記 7 項に従い対処し、処分を決定する。

（ブロック幹事）

- 第18条
1. ブロック幹事は、当該ブロックの試合日程表の作成、試合結果の集約などの取りまとめを実施する。
 2. 試合結果を集約し、当該ブロック担当のリーグ運営委員に報告する。
 3. 当該ブロック担当のリーグ運営委員と連携してリーグ戦に関わる対応事項の計画的かつ円滑な遂行を図る。

（チーム運営委員）

- 第19条
1. チーム運営委員は試合開始前までに次の事項を行なう。
 - ・ グラウンド及び用具の準備状況、状態について点検し、試合運営に支障のないことを確認する。
 - ・ 試合に登録された選手及び審判員について試合前に選手証及び審判員資格のチェックを行なう。
 - ・ ユニフォームに問題ないことを確認する。なお、同色及び類似色の場合、審判と協議し変更の必要がある場合は協議又は主審のコイントスにより変更させる。
 - ・ 審判から要請があった場合は、関係者で協議の上、対応・対処する。
 - ・ 試合を行なうことが著しく困難と判断した場合は、ブロック幹事に連絡し、確認のもと試合を中止する。この場合、次の試合予定がある場合は該当する関係者に状況を連絡する。
 2. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。
 - ・ 試合結果報告書が作成できるよう得点、退場、警告等を記録する。尚、退場者の選手登録番号を記録する。
 - ・ 両チームのベンチ、応援者の状況を注視し、試合進行に支障があるときは、必要な注意の実施及びその内容を記録報告する。
 3. チーム運営委員は試合終了後、次の事項を行なう。
 - ・ 試合結果報告書を作成し、審判等の確認を受ける。
 - ・ 試合結果は、対戦カードのチーム運営委員 2 名が責任をもってブロック内で定められた方法により翌日迄にブロック幹事、リーグ運営委員に連絡・報告する。

- ・ グラウンド等の後片付け、ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

(補 則)

第20条 1. 審判員の養成、確保

- 1) チーム内には最低3名以上の有資格審判員を有すること。また、リーグ戦における審判のトラブルを出来る限り少なくするため、チームにおける有資格審判員の育成を積極的に行なうこと。
 - 2) ブロック幹事は、リーグ戦開始前までにブロック内で各チームの有資格審判員の状況(3名以上)を確認すること。不足チームには速やかな資格取得を促すこと。なお、この間はブロックで調整し、有資格審判員でリーグ戦を進めること。
2. 県リーグ(1部を除く)及び各種大会における審判員派遣における注意事項

社会人リーグは帯同審判による試合運営を基本としている。しかし、チーム事情によりリーグ運営に支障がでる場合に限り、審判委員会責任者から審判員を紹介することがある。この場合は、審判の派遣依頼は、審判委員会責任者へ3週間前までに依頼を行うこと。

3. グラウンド条件による試合の中止の判断

- 1) 試合の中止の第一決定権はグラウンドの管理者とする。
使用不可能ならその試合担当のチーム運営委員がブロック幹事に報告し、確認を取った上で、中止を関係者に連絡する。
- 2) 試合の中止の第二決定権は当該試合の担当主審とする。グラウンドの使用許可は出たがラインが引けないなどの難しい状況の場合は、試合担当のチーム運営委員がブロック幹事に報告し、確認を取った上で主審の判断のもと中止を関係者に連絡する。

4. GKの不測の交替時の対応(ユニフォームの取り扱いについて)

GKが反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手にGKがいない場合、登録の選手に限りGKとしてプレーすることが出来る。この場合、それまでのGKのユニフォームを使用することが出来る。

5. 警告及び退場に係わる連絡

- 1) ブロック幹事及びリーグ運営委員は、警告及び退場に係わる状況を速やかに把握できるよう、ブロック内での連絡方法等について定めること。
- 2) 退場処分(同一試合警告2枚による退場は除く)があった場合は、当該試合の運営責任者^{※1}は「退場等にかかる報告書」(以下「報告書」という。)を作成し、当日中にリーグ運営委員に提出する。
- 3) 尚、「報告書」を作成する場合は主審に「報告書」を提出する旨と退場処分理由等を十分に確認すること。
- 4) 「報告書」の提出を受けたリーグ運営委員は、「報告書」の記載内容が充足されていることを確認したうえで、当該試合の翌日までにはリーグ責任者に「報告書」を提出すること。
- 5) リーグ責任者は、「報告書」の内容を確認して当該試合の翌々日(日曜日発生は火曜日)までには規律・フェアプレー委員会へ「報告書」を提出し、報告する。

6. トラブル及び運営面での疑問点

リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営委員(各ブロック担当)へ問い合わせをすること。

7. 施設利用上の注意

施設側で定めた期限までに使用許可申請書をグラウンド管理事務所へ提出する

とともに、必要な手続きを行うこと。

8. 企業等のグラウンド利用について

企業等のグラウンドを利用してリーグ戦を行う場合は、利用基準を厳守して使用すること。

また、使用後は後片付け等を必ず行うこと。

9. 試合の棄権について

棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛すること。

10. リーグ戦における賠償責任

競技運営要綱「第14条賠償」の自己責任を有することをチーム責任者は認識してチームの運営・管理を行うこと。

※1 運営責任者とは：競技運営が円滑に行われているかという視点にたち試合を観察する役割を担う者をいう。

原則として、リーグ責任者、リーグ運営副責任者、リーグ運営委員、ブロック幹事（チーム責任者）が行うこととするが、都合等によりその任務の遂行が困難な場合はブロック内で定められた方法による。但し、当該試合のチーム関係者以外の他チーム責任者等とすることが望ましい。

(付 則)

【本要綱の改廃】

本要綱は、(公財)茨城県サッカー協会 1 種委員会において改廃できる。

【施行・改定日】

平成 5 年 4 月 1 日施行

1. この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
2. この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
3. この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
4. この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
5. この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
6. この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
7. この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
8. この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
9. この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
10. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
11. この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
12. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
13. この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
14. この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
15. この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
16. この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
17. この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
18. この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
19. この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
20. この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
21. この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
22. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
23. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。
24. この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改正し、同日より施行する。